

【新教員免許状】有効期間の更新・免許状更新講習の免除

教育職員免許法(昭和二十四年五月三十一日法律第四百七十七条)

第九條の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。

教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)

第六十一條の四 免許管理者は、免許法第九條の二第一項の規定による申請をした者(免許法第九條の三第三項各号に掲げる者に限る。)が次の各号のいずれかに該当する者(第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。)であるときは、免許法第九條の二第三項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

- 一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭
- 二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
- 三 免許状更新講習の講師
- 四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
- イ 国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ロ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人
- ハ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
- ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの
- 五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

第六十一條の七 免許法第九條の二第一項に規定する申請は、当該申請に係る普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。

有効期間更新証明書(※免除も当該証明書を使用)(別記第5号様式(教育職員免許法施行規則第73条の4))

(番 号)	有効期間更新証明書
本籍地 氏名 年 月 日生	右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九條の二第一項の定めるところにより更新する。 次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより 年 月 日とする。
免 許 管 理 者 印	免 許 管 理 者 印
記	記
○ 免許状の種類 ○ 授与年月日 ○ 授与権者 ○ 免許状の番号 ○ 免許状に記載する氏名 ○ 免許状に記載する本籍地	○ 免許状の種類 ○ 授与年月日 ○ 授与権者 ○ 免許状の番号 ○ 免許状に記載する氏名 ○ 免許状に記載する本籍地
○ 免許状の種類 ○ 授与年月日 ○ 授与権者 ○ 免許状の番号 ○ 免許状に記載する氏名 ○ 免許状に記載する本籍地	○ 免許状の種類 ○ 授与年月日 ○ 授与権者 ○ 免許状の番号 ○ 免許状に記載する氏名 ○ 免許状に記載する本籍地

教育職員免許法附則(平成十九年六月二十七日法律第九十八号)

第二条

5 旧免許状所持現職教員(知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

教育職員免許法施行規則附則(平成二十年三月三十一日文部科学省令第九号)

第九条 次の各号に掲げる事項については、旧免許状所持者(第三号及び第四号に掲げる事項については旧免許状所持現職教員に限る。)の申請により行うものとする。

- 一 更新講習修了確認
二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認
三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期
四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定
2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
3 第一項の申請(同項第二号に規定する確認に係るものを除く。)は、修了確認期限の二月前までに行わなければならない。

第十条 免許管理者は、前条第一項第四号に規定する認定に係る申請をした旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者(第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。)であるときは、改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

- 一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭
二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者
三 免許状更新講習の講師
四 附則第三条第三号に規定する者のうち前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって免許管理者が指定したものを受けた者
六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者
2 前項の規定による認定を受けた旧免許状所持現職教員は、その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた者とみなす。

免許状更新講習免除証明書(別記第4号様式(19年改正省令附則第18条))

Form for '免許状更新講習免除証明書' with fields for name, birth date, and various checkboxes for license types and renewal status.

教育職員免許法附則(平成十九年六月二十七日法律第九十八号)

第二条

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

教育職員免許法施行規則附則(平成二十年三月三十一日文部科学省令第九号)

第七条 改正法附則第二条第四項前段の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上病気休暇(九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状(免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。)を有している者に限る。)。
六 教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限(以下単に「修了確認期限」という。)までの期間が二年二月未満であること。
七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第九条 次の各号に掲げる事項については、旧免許状所持者(第三号及び第四号に掲げる事項については旧免許状所持現職教員に限る。)の申請により行うものとする。

- 一 更新講習修了確認
二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認
三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期
四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定
2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
3 第一項の申請(同項第二号に規定する確認に係るものを除く。)は、修了確認期限の二月前までに行わなければならない。

修了確認期限延期証明書(別記第3号様式(19年改正省令附則第18条))

Form for '修了確認期限延期証明書' with fields for applicant name, address, date of birth, and official seal. Includes a list of checkboxes for various license types and a section for the issuing authority's name and seal.